

こいこいバス車内及びコミュニティバス待合用ベンチ広告掲載取扱要領第 14 条の規定により、次のとおり広告の掲載に関し必要な事項を定める。

第 1 こいこいバス車内広告について

1 広告掲載の申し込み

- (1) 申込者は、申込書に広告案を添えて、広告の掲載を希望する月の初日から起算して 3 か月前から前月の 10 日までの間に市へ提出しなければならない。
- (2) 申込者は、広告案について市から修正の指示があったときは、市が指定する期日までに修正した広告案を提出しなければならない。

2 広告の掲載期間等

- (1) 広告の掲載期間の 1 か月は、各月の 1 日から末日までとする。ただし、市が必要と認める場合は、月の途中から又は月の途中まで広告を掲載できるものとする。
- (2) バスの修理や点検等により代替車両で運行する場合は、代替車両には広告を掲載しないものとする。
- (3) 広告主が、掲載期間の前に広告掲載の取り下げを申し出たときは、広告を掲載しないものとする。
- (4) 次の場合は、掲載期間中であっても広告を撤去するものとする。
 - ア 広告主が、広告掲載の取り下げの申し出をしたとき。
 - イ 広告主が、倒産、解散等により消滅したとき。
 - ウ その他、市がバスに掲載することが不適当と認めたとき。

3 広告の掲載枠の位置等

- (1) バスの広告掲載枠の位置は、表 1 の①枠から⑤枠までとし、広告主は広告の掲載を申し込む際にその位置を指定することができる。
- (2) 広告の上下 10mm の部分は広告掲載枠の中に隠れるため、広告主はその部分に余白を設けるか、又は上下 10mm は広告の内容に影響がないものにしなければならない。
- (3) 広告の素材の指定はないが、掲載期間中の掲示に耐え得るものでなければならない。
- (4) 広告主は、市が予備の広告の提出を求めるときは、市が指定する枚数の広告を提出しなければならない。
- (5) 同一の広告主が広告を掲載できるのは、バス 1 台につき 1 枠までとする。
- (6) 2 (1) ただし書きの場合は、その月の広告掲載料は 1 か月分とする。

4 広告の掲載及び撤去

- (1) バス事業者は、掲載期間の初日の運行前までに広告を掲載し、最終日の運行後に広告を撤去するものとする。
- (2) バス事業者は、広告が汚損、破損等していないか定期的に点検するものとする。
- (3) バス事業者は、広告が汚損、破損等したときは、速やかに補修もしくは予備の広告を掲載するものとする。なお、予備の広告がなくなった場合は、その旨を市へ連絡するものとする。
- (4) 撤去した広告は、バス事業者が処分するものとし、広告主へは返還しないものとする。

5 市の広告

- (1) 市が広告の掲載を申し込む場合は、申し込みをする部署が市民課と協議を行い、市民課が広告の掲載又は不掲載を決定するものとする。
- (2) 市の広告が掲載の決定をされた場合は、表 1 の※枠に掲載し、広告掲載料は無料とする。

表 1

車内広告掲載位置図							
←進行方向	①枠	②枠	③枠	④枠	※	⑤枠	※
サイズ	B 3	B 3	B 3	B 3	B 4	B 3	B 4

第2 コミュニティバス待合用ベンチについて

1 広告掲載の申し込み

- (1) 申込者は、申込書に広告案を添えて、広告の掲載を希望する月の3か月前から前月の10日までの間に市へ提出しなければならない。
- (2) 申込者は、広告案について市から修正の指示があったときは、市が指定する期日までに修正した広告案を提出しなければならない。

2 掲載期間等

- (1) 広告の掲載期間の1か月は、各月の1日から末日までとする。ただし、市が必要と認める場合は、月の途中から又は月の途中まで広告を掲載できるものとする。
- (2) 次の場合は、掲載期間中であっても広告を撤去するものとする。
 - ア 広告主が、広告の掲載の取り下げの申し出をしたとき。
 - イ 広告主が、倒産、解散等により消滅したとき。
 - ウ その他、市がベンチに掲載することが不適当と認めたとき。

3 広告掲載枠の位置等

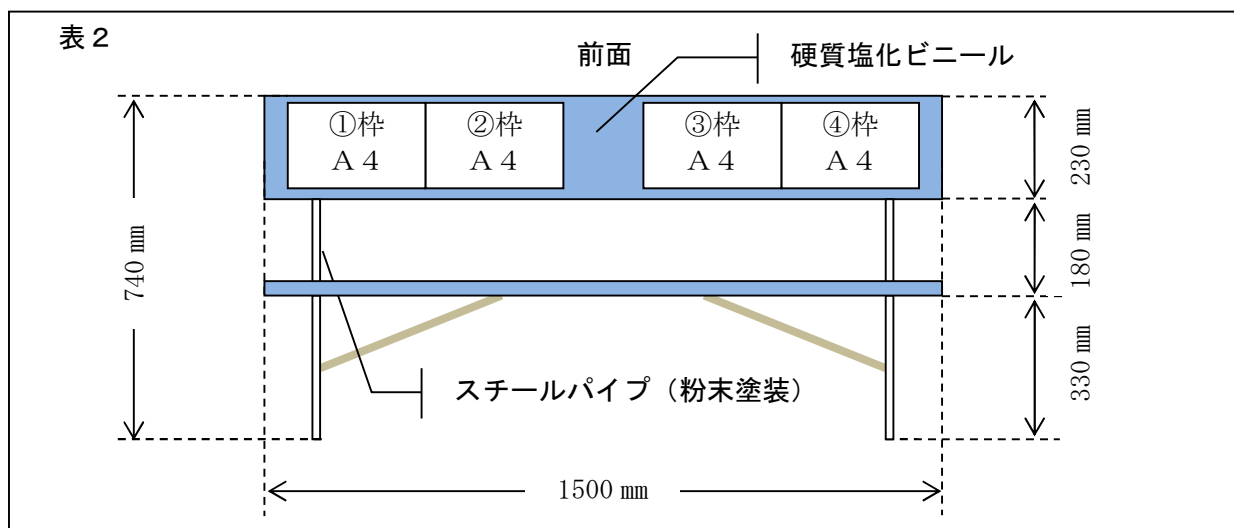
- (1) ベンチの広告掲載枠の位置は、表2の①枠から④枠までとし、広告主は、広告の掲載を申し込む際にその位置を指定することができる。
- (2) 広告の素材の指定はないが、広告主は、広告を掲載期間中の掲示に耐えられるもので作成しなければならない。
- (3) 2(1)ただし書きの場合は、その月の広告掲載料は1か月分とする。

4 広告の掲載及び撤去

- (1) 広告主は、広告の掲載及び撤去の際にベンチの安全性を確保しなければならない。
- (2) 広告主は、自己の責任において、広告の取付若しくは撤去又は掲載期間中の広告の汚損等による補修を行い、その費用のすべてを負担しなければならない。

5 市の広告

- (1) 市が広告の掲載を申し込む場合は、申し込みをする部署が市民課と協議を行い、市民課が広告の掲載又は不掲載を決定するものとする。
- (2) 市の広告が掲載の決定をされた場合は、広告掲載料は無料とする。



附 則

(施行期日)

この取り決めは、令和元年9月3日より施行する。

附 則

(施行期日)

この取り決めは、令和8年8月24日より施行する。